

○財務省告示第二百四十九号
平成二十六年七月七日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省

条件等を次のとおり告示する。
国庫短期財務大臣 麻生太郎

二　一　　条　二　令　　〇

の法律発行の名称及び記

条項及び根拠

用振替法の適

四　　三　　二　　一

發行方法　　用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十二年
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の
も加、と行の者財同一発行に付けるも日本銀行の
にご務時といふに付けるも日本銀行の
よと大にいふに付けるも日本銀行の
るに臣行う。競争して行とし
発応がわく。以下入行とし
行募各れ及札わする。その規
へ限國るび価一れ。の
以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 五 四 十 五	額 三 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 一 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 九 六 万 二	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
千 百 六 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	争 市
四 七 千 三	で で	募 の 場 そ の	入 場
百 十 五 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
円 八 百 十	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
億 五 四	六 二	割 内 参 募 応	行 参
四 十 億	百 千	り に 加 額 募	「 加
千 圓 三	七 三	当 お 者 を 價	と 者
六 千	九 百	て い ご 順 格	い 。
百 四	二 十	る て と 次 の	う 第
六 百	億 円	。 各 の 割 高	。 I
十 三		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行	
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價	
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 六 年 七 月 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 日	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 六 百 翌 円	額 面 金 額 を き 支 き は 、 期 と 、 と 、 と 、 百 百 の き の 業 業 日 日	償 還 ・ 期 限 競 I	當 た 別 債 札 格 競 場	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 六 百 翌 円	十 八 錢 八 八 厘 六 毛 つ き 九 十 九 九	額 面 募 面 額 百 五 毛 以 上 九 そ れ れ ぞ れ	額 成 。整 數又 倍是規 の記定 金錄に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿